

馬匹売買契約書

馬名 *****（****年*月*日生 * **、父 *****、母 **
*****。以下「当該馬」という。）の共有持分権の売買に関し、
売主 *****（以下「甲」という。）と、
買主 ** **（以下「乙」という。）は、
次のとおり売買契約（以下「本契約」という。）を締結した。

第1条（共有持分権の売買）

1. 甲は、当該馬の共有持分権（総口数20口）のうち1口を、売買代金500,000円（本体価格454,545円、消費税10% 45,455円、以下「本売買代金」という。）にて乙に売却し、乙はこれを買受けた。
2. 甲は、本契約の成立に先立ち、当該馬について次の各号に該当する事由が確認されている場合には、これを乙に開示するものとする。
 - (1) 悪癖（さく癖、旋回癖、熊癖）
 - (2) 目の異常（白内障、黒内障、緑内障）、月盲
 - (3) 上気道疾患に対する外科手術歴
 - (4) 開腹手術歴
 - (5) 骨折に起因する外科手術歴
 - (6) 関節内骨関節疾患に対する外科手術歴
 - (7) 腱及び靭帯の切断又は切除手術歴
 - (8) 去勢
3. 乙は、前項に基づき開示された事由及び当該馬の現状有姿の状態を了承した上で、本契約を締結するものとする。乙は、本契約成立後、前項に基づき開示された事由その他当該馬に関する事由を理由として、本契約を解除することはできない。

第2条（共有代表馬主及び管理覚書）

1. 乙は、本契約に基づき共有持分権を取得した後、当該馬を競走の用に供し、かつその事務の取扱いを円滑に行うため、当該馬の共有代表馬主（以下「共有代表馬主」という。）を会田裕一氏（以下「丙」という。）とすることに同意する。
2. 乙は、共有馬の管理等に関する共有代表馬主と共有者間の権利義務について定める「共有馬管理等に関する覚書」（これと一体をなす「共有馬管理等に関する覚書の付帯条項」を含む。以下総称して「当該覚書」という。）を、本契約締結後、速やかに丙と取り交わすものとする。

第3条（本売買代金の支払）

1. 乙は、本売買代金の支払方法として、一括払又は分割払（最大6回まで）を選択することができる。ただし、分割払の場合、当該馬の2歳2月末日までに全額の支払が完了する回数とする。
2. 支払方法は、甲が指定する銀行口座への振込によるものとし、振込手数料は乙の負担とする。
3. 前項にかかわらず、乙は、丙の事前の承認を得た上で、丙に対して有する金銭債権を甲に譲渡することにより、本売買代金の支払に充当することができる。
4. 乙は、一括払を選択した場合、本契約成立日より10日以内に、本売買代金の全額を甲に支払うものとする。
5. 乙は、分割払を選択した場合、本契約成立日より10日以内に初回分を甲に支払い、残額を本契約成立日の属する月の翌月より毎月末日までに支払うものとする。
6. 乙が、本条に定める支払を遅延した場合、支払期日の翌日から完済に至るまで、当該遅延金額に対し年率14.6%の割合による遅延損害金を甲に支払うものとする。
7. 乙が分割払を選択した場合において、その支払期間中に当該馬が死亡し、又は競走能力を喪失

したことにより保険金等の給付を受けるときは、当該保険金等はまず本売買代金の未払残額に充当されるものとし、残余がある場合にのみ当該残余部分が乙に支払われる。充当後もなお本売買代金に未払残額がある場合、乙は当該未払残額を一括して支払うものとする。

8. 乙が支払った本売買代金は、本契約の解除、当該馬の死亡その他の事由により本契約が終了した場合であっても、返還されないものとする。ただし、第4条第5項に基づく精算が行われる場合はこの限りでない。

第4条（契約の成立、共有持分権の移転及び危険負担等）

1. 本契約は、乙が甲に対して所定の買受け申込みを行い、甲がこれを承諾したときに成立するものとし、契約成立日は乙の申込日とする。
2. 当該馬の共有持分権は、2歳1月1日又は本売買代金の完済日のいずれか遅い日をもって、甲から乙に移転するものとする。
3. 当該馬の預託経費は、本契約の成立日等にかかわらず、1歳12月請求分までは甲の負担とし、2歳1月請求分以降は乙の負担とする。
4. 前各項の規定にかかわらず、当該馬の死亡、疾病、傷害その他甲の責めに帰さない事由により生じた損害（危険負担）は、第1項に定める本契約成立日をもって甲から乙に移転し、乙がこれを負担するものとする。
5. 本契約成立後から共有持分権移転までの間に、当該馬が死亡又は競走能力を喪失する等の重大な事態が生じた場合、甲及び乙は以下のとおり精算を行う。
 - (1) 当該馬に関して甲又は共有代表馬主が受領する保険金等がある場合、甲は当該保険金等から事後処理に要した費用（獣医療費、見舞金、処分費用等）を控除した残額を、乙の買い受けた口数に応じて按分し、乙に支払う。
 - (2) 前号の事後処理に要した費用が受領した保険金等の額を上回る場合、甲はその超過した費用負担額のうち乙の買い受けた口数に応じた額を乙に請求し、乙はこれを速やかに支払うものとする。

第5条（牝馬引退時における共有持分権の買取り）

1. 当該馬が牝馬である場合、丙は、当該馬の引退を決定した際、乙が所有する共有持分権を、本売買代金の10%に相当する金額で買い取ることができる。丙がかかる買取りを決定した場合、乙はこれに無条件で応ずるものとする。
2. 前項にかかわらず、当該馬が牝馬であり、かつ競走能力喪失の診断を受けて引退する場合には、乙は、その所有する共有持分権を無償にて丙に譲渡するものとする。

第6条（契約の解除等）

1. 甲は、乙が本契約のいずれかの条項に違反した場合（第3条に定める本売買代金の支払遅延を含む。ただし、次項に定める場合を除く。）、相当の期間を定めて書面等によりその履行又は是正を催告し、当該期間内に履行又は是正がなされないときは、本契約を解除することができる。
2. 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当した場合、何らの催告を要することなく、直ちに本契約を解除することができる。
 - (1) 差押え、仮差押え、仮処分、租税滞納処分、その他公権力の処分を受けたとき
 - (2) 破産手続開始、民事再生手続開始、その他これらに準ずる倒産手続の申立てがあったとき
 - (3) 第2条第2項に定める当該覚書の締結を拒否したとき、又は締結後に当該覚書の定めによく違反し、甲又は丙との信頼関係を破壊したとき
 - (4) 一括払による本売買代金、又は分割払による初回分の支払を、第3条に定める支払期日までに履行しなかったとき
 - (5) その他、本契約のいずれかの条項に違反し、前項による催告になじまない重大な事由があるとき
3. 前項の規定に基づき甲が本契約を解除した場合、乙が既に支払った本売買代金等は、契約解除

に伴う違約金として甲に帰属するものとし、甲はこれを乙に返還する義務を負わないものとする。本項に定める違約金は、民法第420条第1項に定める損害賠償額の予定ではなく、違約罰とする。ただし、甲に当該違約金の額を超える損害が生じた場合、甲は乙に対し、その超過額について別途損害賠償を請求することを妨げない。

4. 乙が第2項各号のいずれかに該当した場合、又は当該覚書に違反し、甲若しくは丙の円滑な業務遂行を妨げた場合には、甲、丙、及び丙が代表を務める他の法人（以下これらを総称して「ハッピーオーナーズクラブ各販売者」という。）は、乙に対する共有持分権の販売を将来にわたり停止する措置を講ずることがあることを、乙はあらかじめ承諾する。

第7条（反社会的勢力の排除）

1. 甲及び乙は、現在及び将来にわたり、自己が暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「反社会的勢力」という。）に該当しないこと、及び反社会的勢力と不適切な関係を有しないことを確約する。
2. 甲又は乙は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為を行わないことを確約する。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
3. 甲又は乙は、相手方が前二項の確約に反したと合理的に判断したときは、何らの催告を要せず、直ちに本契約を解除することができる。
4. 前項の規定により本契約が解除された場合、解除された当事者は、解除により生じる損害について、相手方に対し一切の請求を行わないものとする。

第8条（合意管轄）

本契約に関する一切の紛争については、その訴額に応じ、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約の成立を証するため、本契約の電磁的記録を作成し、甲乙それぞれが電子署名の上、これを保管するものとする。